

## 大学教授等に対する弁護士資格付与制度の沿革

### 1 旧々弁護士法（明治26年3月4日法律第7号）の時代

#### 【原則】

弁護士試験規則により試験に及第したること（第2条第2）

#### 【大学教授等に対する特例】

法律学を修めたる法学博士、帝国大学法律科卒業生、旧東京大学法学部卒業生、司法省旧法学校正則部卒業生及び司法官補たりし者（第4条第2）

### 2 改正旧々弁護士法（大正3年法律第40号）の時代

#### 【原則】

旧々弁護士法時代と同じ。

#### 【大学教授等に対する特例】

法律学を修めたる法学博士（第4条第2）

### 3 旧弁護士法（昭和8年法律第53号）の時代

#### 【原則】

弁護士試験補として1年6月以上の実務修習を了へ考試を経たること（第2条第1項第2号）

弁護士試験補たるには成規の試験に合格することを要す（第3条第1項）

#### 【大学教授等に対する特例】

判事又は検事たる資格を有する者（第4条第1号）

三年以上帝国大学法科教授若は弁護士たる者は此の章に掲げたる試験を経ずして判事又は検事に任せらるることを得（裁判所構成法（明治23年法律第6号）第65条）

### 4 現行弁護士法（昭和24年法律第205号）

#### 【原則】

司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する（第4条）。

#### 【大学教授等に対する特例】

五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職に在った者（第5条第3号）。

昭和22年に制定された裁判所法（昭和22年法律第59号）、検察庁法（昭和22年法律第61号）によって、一定期間大学院の付置されている大学の法律学の教授又は助教授の職に在った者に判事又は検察官に任ずる資格を付与したことを受けて、実質的に旧帝国大学法科教授の学力と等しいと考えられた国立大学及び私立大学の法律学の教授及び助教授にまで、弁護士資格付与の特例を拡大（福原忠男『増補弁護士法』71頁参照）。